



Shinei Disclosure 2019

新栄信用組合 ディスクロージャー誌



【当組合の考え方】

「地元のみなさまに満足していただける」信用組合を目指して、健全性を保ちながら透明性の高い経営に努め、よりきめ細かな金融サービスをもって、みなさまのご期待に応えて参りたいと考えております。

【経営理念】

1. 地域経済と地域住民の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献します。
2. お客様優先の姿勢で、ふれあいを大切に誠実に努めます。
3. 地域社会から信頼される信用組合として健全経営に努めます。

【令和元年度経営基本方針】

1. 収益力の強化
 - (1) 事業性融資の増強
 - (2) 収益力向上策 ①各種消費者ローン「ぶらす」の増強 ②金利感应度を上げる ③役務収益の確保 ④経費の抑制 ⑤余裕資金の効率的運用
2. 地域活性化への取組み
 - (1) 地元事業者の成長、再生支援：お客様の経営課題に対する再生等支援機能の強化
 - (2) 経営者サポート態勢の充実：事業承継・次世代経営者のサポート体制充実等
 - (3) お取引先情報の的確な収集と渉外態勢の強化：お客様との信頼関係構築
3. 経営基盤の強化
 - ① ガバナンス態勢の充実：理事会・監事会・外部監査の機能充実
 - ② 内部管理態勢の充実：マネロンテロ資金供与対策・コンプライアンス・各種リスク管理態勢の充実
 - ③ 組織活力の向上：実践力ある人材育成と職員のレベルアップ

【新栄信用組合の概要】（平成31年3月末現在）

設立 昭和28年9月

出資金 1,269百万円

組合員数 16,137人

店舗数 7店舗

営業区域 ・新潟市のうち

- ・江南区 ・中央区
- ・東区 ・北区
- ・西区（旧黒埼町地区を除く）
- ・秋葉区（旧小須戸町地区を除く）
- ・阿賀野市のうち旧京ヶ瀬村
- ・北蒲原郡聖籠町

ホームページ

<http://www.shinei-shinkumi.co.jp/>



【新栄信用組合のあゆみ(沿革)】

- 昭和28年9月／亀田信用組合設立 出資金2,058千円
- 昭和45年10月／新栄信用組合に改称
- 昭和46年10月／本店を現所在地に新築移転
- 昭和47年3月／出資金1億円となる
- 昭和54年3月／出資金2億円となる
- 昭和55年9月／事務センター開設
- 昭和55年11月／第一次オンラインシステム稼働
- 昭和59年11月／現金自動支払機稼働
- 昭和60年4月／第二次オンラインシステム稼働
- 昭和63年4月／新潟産業信用組合と合併 出資金3億円
- 平成2年11月／第三次オンラインシステム稼働
- 平成3年4月／サンデーバンキング開始
- 平成3年9月／紫竹山支店を馬越支店に統合
／関屋支店を東堀支店に統合
- 平成4年3月／出資金4億円となる
- 平成9年11月／西暦2000年対応新オンラインシステム稼働
- 平成11年10月／河渡支店を大形支店に統合
- 平成13年1月／出資金6億円となる
- 平成14年10月／新津支店を本店に統合
／しんくみ全国共同センター(SKCセンター)加入
- 平成15年9月／保険窓販業務の開始
- 平成15年11月／袋津支店を稲葉支店に統合
- 平成16年5月／アイワイバンク(現セブン銀行)のATM利用開始
- 平成18年12月／個人向け国債窓販開始
- 平成20年3月／出資金8億円となる
- 平成22年3月／全信組連より優先出資金980百万円を受ける
- 平成24年12月／経営革新等支援機関の認定を受ける
- 平成25年2月／「でんさいネット」の取扱いを開始
- 平成25年7月／ATM365日稼働開始（5店舗）
- 平成30年11月／東堀支店を馬越支店に統合

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

本年もディスクロージャー誌を作成いたしました。当組合の経営方針、業績、事業内容、活動状況などを紹介しておりますので、当組合へのご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

平成30年度の国内経済を顧みますと、年度末にかけて米国の「貿易政策」により、海外経済の不確実性を背景に、景気の下方リスクが強く意識された展開となりましたが、企業収益は良好な水準を維持し、設備投資の増加に加え、個人消費の持ち直しが続くなど、景気は年度を通じて緩やかな回復基調となりました。

県内の経済動向につきましても年度末にかけて輸出や生産の一部に弱さがみられましたが、設備投資の増加や個人消費の緩やかな回復が続くなど、景気は回復基調となりました。一方で、人手不足や原材料の価格上昇などにより、多くの「中小・小規模事業者」にとっては、景気回復の実感がなかなか得られない状況が続いております。こうした中で、政府には引き続き「成長する経済」の実現に向け、景気対策を優先とした政策運営に期待するところであります。

この様な環境のもと、当組合としても、外部機関等との連携を図り、地域経済の活性化に繋がるよう事業等再生支援などの分野を引き続き強化するとともに、地元の商工会議所、商工会等を通じて地域活性化に向け、皆様のお役に立てるよう努めているところでございます。

当組合の業績につきましては、預金積金期末残高 55,471 百万円、貸出金期末残高 35,780 百万円、預貸率 64.50%で推移しております。

収益面では、市場金利低下基調の影響などにより、貸出金利回り始め各種運用利回りが低下する中で、本業の収益を表す業務純益（コア）では5百万円、当期純利益では不良債権回収による貸倒引当金の戻入益及び有価証券売却益の計上により30百万円を計上するに至りました。その結果、自己資本比率は7.87%（対前年比0.06%増）、また、不良債権比率については1.32%（対前年比0.15%減）まで改善するとともに、更なる健全経営に努めてまいりました。

次に、当組合とさくらの街信用組合との合併についてご報告申し上げます。両組合を取り巻く金融環境の変化や人口減少・少子高齢化が進行するなか、将来的な市場規模の縮小が危惧されるなど、先行き不透明な状況にある中で、隣接する営業地区を有する両組合が、各々の営業基盤や経営資源を有効に活用し、地域への円滑な資金供給と質の高い金融サービスの向上に一層貢献していく必要があるとの認識で去る平成31年1月18日付において、「合併基本協定」を締結いたしました。今後は、令和元年12月9日の合併に向け、合併への協議を重ね、順次所定の手続きを進めながら、皆様に信頼されご期待にそえる新しい信用組合を目指し、役職員一丸となって努めていく所存でございます。

令和元年度も、私ども“しんえい”は、営業地域の経済を下支えしていくことを使命と捉え、皆様のご期待に応えるべく役職員一同邁進していく所存であります。何卒、従来に増してご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月

理事長 赤塚 義 廣

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

資 産	平成29年度	平成30年度	負債及び純資産	平成29年度	平成30年度
現 金	734,610	773,499	預 金 積 金	56,823,070	55,471,573
預 け 金	17,761,943	15,778,819	当 座 預 金	517,697	385,280
有 価 証 券	4,607,720	4,878,277	普 通 預 金	17,054,025	17,935,565
地 方 債	100,390	103,890	通 知 預 金	-	26,324
社 債	1,999,210	1,906,260	定 期 預 金	37,175,756	35,243,598
株 式	56,263	66,053	定 期 積 金	2,053,861	1,835,224
そ の 他 の 証 券	2,451,856	2,802,073	そ の 他 の 預 金	21,729	45,579
貸 出 金	35,350,331	35,780,843	借 用 金	300,000	400,000
割 引 手 形	266,058	255,534	当 座 借 越	300,000	400,000
手 形 貸 付	1,699,917	1,453,939	そ の 他 負 債	57,749	58,435
証 書 貸 付	32,011,315	32,721,329	未 決 済 為 替 借	10,371	14,348
当 座 貸 越	1,373,040	1,350,039	未 払 費 用	14,949	13,617
そ の 他 資 産	339,603	349,142	給 付 補 填 備 金	905	329
未 決 済 為 替 貸	3,837	5,745	未 払 法 人 税 等	3,520	3,520
全 信 組 連 出 資 金	158,500	201,500	前 受 収 益	7,471	8,264
前 払 費 用	2,638	2,639	リ ー ス 債 務	1,927	-
未 収 収 益	91,668	67,291	資 産 除 去 債 務	13,705	13,776
そ の 他 の 資 産	82,958	71,966	そ の 他 の 負 債	4,899	4,578
有 形 固 定 資 産	559,237	549,917	賞 与 引 当 金	5,994	5,581
建 物	91,900	83,561	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,920	5,120
土 地	448,169	448,169	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	5,592	5,826
リ ー ス 資 産	1,927	-	偶 発 損 失 引 当 金	826	728
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	17,239	18,185	繰 延 税 金 負 債	4,856	9,707
無 形 固 定 資 産	11,177	11,058	債 務 保 証	12,923	17,526
ソ フ ト ウ ェ ア	324	204	負 債 計	57,215,932	55,974,498
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	10,853	10,853	純 資 産 の 部	2,082,792	2,105,499
前 払 年 金 費 用	9,079	14,895	出 資 金	1,269,736	1,269,748
債 務 保 証 見 返	12,923	17,526	普 通 出 資 金	779,736	779,748
貸 倒 引 当 金	△ 87,903	△ 73,981	優 先 出 資 金	490,000	490,000
(うち個別貸倒引当金)	(△ 69,634)	(△ 58,674)	資 本 剰 余 金	36,745	36,745
			資 本 準 備 金	36,745	36,745
			利 益 剰 余 金	770,680	784,773
			利 益 準 備 金	107,000	110,000
			そ の 他 利 益 剰 余 金	663,680	674,773
			特 別 積 立 金	640,000	640,000
			(経 営 安 定 積 立 金)	(270,000)	(270,000)
			(優 先 出 資 消 却 積 立 金)	(370,000)	(370,000)
			当 期 未 処 分 剰 余 金	23,680	34,773
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,630	14,233
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,630	14,233
合 計	59,298,724	58,079,998	合 計	59,298,724	58,079,998

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 8年～47年
そ の 他 2年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（以下「破綻懸念先」という）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は312,084千円であります。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）

年金資産の額	367,961,774千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	308,451,535千円
差引額	59,510,239千円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

0.339%

- (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高23,811,510千円及び別途積立金83,321,749千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金7,360千円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務は、ありません。

14. 有形固定資産の減価償却累計額 995,728千円

15. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,483千円

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,752千円、延滞債権額は290,416千円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイ〜ホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は177,247千円であり、

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は471,417千円であり、

なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は255,534千円であり、

21. 当座借越及び為替決済取引の担保並びに全国信用組合保障基金の積立金として、預け金3,831,700千円を差し入れております。なお、決算日における当座借越は400,000千円であり、

このほか、水道料金取扱いのために現金2,100千円を担保として差し入れております。

22. 出資1口当たりの純資産額は716円05銭です。

23. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、信用リスクに晒されております。また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当組合は、事務規程（融資編）及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し、運営しております。これらの与信管理は各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクなどについては、総務部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総務部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

- (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督のもと、余裕資金運用基準に従って行われております。

総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は487百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変

動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	15,778,819	15,798,214	19,395
(2) 有価証券 その他有価証券	4,822,063	4,822,063	-
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	35,780,843 △ 73,981		
	35,706,861	37,336,369	1,629,508
金融資産計	56,307,744	57,956,647	1,648,903
(1) 預金積金(*1)	55,471,573	55,479,265	7,692
(2) 借入金(*1)	400,000	400,000	-
金融負債計	55,871,573	55,879,265	7,692

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については25.~28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価格を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	56,213
出 資 金	201,534
合 計	257,747

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	14,678,819	1,100,000	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	800,000	2,880,000	900,000	100,000
貸出金(*2)	2,699,537	5,220,409	5,778,247	21,909,154
合 計	18,178,357	9,200,409	6,678,247	22,009,154

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの、期間の定めが無いものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	53,518,309	1,953,263	-	-
借入金	400,000	-	-	-
合 計	53,918,309	1,953,263	-	-

(*) 預金積金のうち、満期日経過分及び要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下28.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
地方債	103,890	100,000	3,890
社債	1,407,020	1,400,000	7,020
投資信託	116,695	107,814	8,881
外国証券	1,787,239	1,782,364	4,874
小計	3,414,844	3,390,178	24,666

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
社債	499,240	500,000	△ 760
株式	9,840	11,193	△ 1,353
外国証券	898,139	901,017	△ 2,878
小計	1,407,219	1,412,210	△ 4,991
合計	4,822,063	4,802,388	19,675

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

その他有価証券のうち、株式について、当該株式の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

減損処理の対象を判断するための基準は、次のとおりであります。

① 決算時における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

② 決算時における時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、決算期日前6ヶ月の平均株価が取得原価よりも30%以上下落している場合

なお、当事業年度における減損処理はありません。

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

	売却原価	売却価額	売却損益	(単位:千円)
外国証券	100,000	117,080	17,080	
合計	100,000	117,080	17,080	

(売却の理由)

当組合の保有する有価証券のデュレーション及び将来の金利リスク等を考慮して、満期保有目的の債券についても機動的な運用を行うこととしました。これに伴い保有目的区分をその他有価証券に変更するとともに、一部を売却しております。

27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損	(単位:千円)
	200	150	-	

28. 保有目的を変更した有価証券は次のとおりであります。

当事業年度中に満期保有目的の債券102,946千円の保有目的を満期保有債券の一部売却の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による損益への影響はありません。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は4,082,478千円であります。このうち原契約期間が1年以内のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。(単位:千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,146
固定資産減損処理額	126,657
資産除去債務費用	5,769
税務上の繰越欠損金(注1)	144,512
その他(資産)	8,531
繰延税金資産小計	289,617
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△ 144,512
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 145,105
評価性引当額小計	△ 289,617
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
前払年金費用	4,120
その他有価証券評価差額金(負債)	5,442
その他(負債)	145
繰延税金負債合計	9,707
繰延税金負債の純額	9,707

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(税効果金額ベース)	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金	39,441	31,310	-	62,744	11,015	144,512
評価性引当額	△ 39,441	△ 31,310	-	△ 62,744	△ 11,015	△ 144,512
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

31. さくらの街信用組合との合併に関する基本合意について

当組合は、平成31年1月18日付で、令和元年6月に開催予定の総代会による決議及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、さくらの街信用組合と令和元年12月9日を目的として合併することについて「合併に関する基本合意書」を締結いたしました。

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
経 常 収 益	723,466	714,267
資金運用収益	660,545	639,052
貸出金利息	587,493	574,968
預け金利息	39,042	29,507
有価証券利息配当金	27,668	28,236
その他の受入利息	6,340	6,340
役務取引等収益	34,173	34,061
受入為替手数料	15,070	14,808
その他の役務収益	19,103	19,253
その他業務収益	13,488	21,580
国債等債券売却益	5,971	17,080
その他の業務収益	7,517	4,500
その他経常収益	15,258	19,572
貸倒引当金戻入益	2,398	13,921
償却債権取立益	2,701	2,649
株式等売却益	8,101	150
その他の経常収益	2,057	2,851
経 常 費 用	698,644	676,481
資金調達費用	24,764	16,610
預金利息	24,191	15,939
給付補填備金繰入額	560	292
借用金利息	12	379
役務取引等費用	71,694	70,686
支払為替手数料	7,491	7,479
その他の役務費用	64,202	63,207
その他業務費用	57	8
その他の業務費用	57	8
経 費	600,986	585,327
人 件 費	366,539	352,112
物 件 費	226,690	225,596
税 金	7,757	7,618
その他経常費用	1,141	3,848
貸出金償却	-	199
その他の経常費用	1,141	3,648
経 常 利 益	24,822	37,786

特 別 損 失	1,109	159
固定資産処分損	502	159
減 損 損 失	607	-
税引前当期純利益	23,712	37,627
法人税・住民税及び事業税	5,095	5,355
法人税等調整額	2,094	1,561
法人税等合計	7,189	6,917
当期純利益	16,523	30,709
繰越金(当期首残高)	7,157	4,063
当期末処分剰余金	23,680	34,773

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資一口当たりの当期純利益 14円03銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
当期末処分剰余金	23,680	34,773
これを次のとおり処分します。		
剰余金処分量	19,617	20,617
利益準備金	3,000	4,000
普通出資に対する配当金	7,797 (年1.0%の割合)	7,797 (年1.0%の割合)
優先出資に対する配当金	8,820 (年0.9%の割合)	8,820 (年0.9%の割合)
優先出資消却積立金	-	-
繰越金(当期末残高)	4,063	14,155

📖 経理・経営内容

主な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経 常 収 益	925,445	888,185	778,718	723,466	714,267
経 常 利 益	108,699	86,587	36,410	24,822	37,786
当 期 純 利 益	102,529	80,121	32,456	16,523	30,709
預 金 積 金 残 高	56,382,831	56,387,366	56,918,151	56,823,070	55,471,573
貸 出 金 残 高	34,681,393	34,170,410	35,504,621	35,350,331	35,780,843
有 価 証 券 残 高	3,320,045	4,585,248	4,759,448	4,607,720	4,878,277
総 資 産 額	58,512,689	59,283,661	59,092,919	59,298,724	58,079,998
純 資 産 額	2,017,835	2,078,471	2,078,353	2,082,792	2,105,499
自己資本比率(単体)	8.95 %	8.9 %	8.14 %	7.81 %	7.87 %
出 資 総 額	1,271,029	1,271,349	1,269,600	1,269,736	1,269,748
出 資 総 口 数	1,562,058 口	1,562,698 口	1,559,200 口	1,559,472 口	1,559,497 口
出資に対する配当金	21,580	16,632	16,625	16,617	16,617
職 員 数	78 人	77 人	73 人	69 人	63 人

(注) 残高計数は、期末日現在のものです。

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、平成30年度(第66期)の「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である有限責任監査法人トーマツより監査を受け、令和元年5月24日付にて適法・適正である旨の監査報告書の提出を受けております。

代表理事の確認

私は当組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第66期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

令和元年6月4日

新 栄 信 用 組 合

理 事 長 赤 塚 義 廣

○新栄信用組合とさくらの街信用組合の合併について

1. 合併を合意するに至った経緯

全国的に、人口減少・少子高齢化が進行するなか、両組合の営業基盤においても将来的には預金・貸出金の縮小が危惧されるほか、我が国での金融緩和政策の長期化に伴って、今後の貸出業務における利鞘の縮小や有価証券等運用収益の減少がさらに進むと予想されます。このように、両組合を取り巻く経営環境は、今後ますます厳しいものとなることが予想され、より強固な経営基盤の確立が両組合の共通した経営課題となっております。こうした経営環境の下において、隣接する営業地域を有する両組合が、各々の営業基盤や経営資源を統合することで効率化を図り、一層強固な経営基盤を築くことによって、中小企業や小規模事業者など、地域の皆様への円滑な資金供給や、経営支援などのコンサルティング機能をこれまで以上に発揮し、地域社会の発展及び金融サービスの向上に一層貢献していく必要があるとの認識で合併契約に至りました。

平成31年1月18日付において、令和元年12月9日を目処に対等の立場で合併することで基本的に合意し、「合併基本協定書」を締結いたしました。その後、合併準備委員会等を設立し、慎重に協議を重ねてまいりました結果、令和元年6月17日に「合併契約書」並びに「合併契約書附帯覚書」を取り交わしました。

2. 合併の理念と目的

両組合は、地域の中小企業や小規模事業者並びに勤労者の専門金融機関として、協同組織の特性である人的結合と地域密着により経営基盤を拡大・強化し、合わせて地域社会の発展と向上に貢献して行くことで、組合員から支持される金融機関を目指し、以下に掲げる目的の実現に向けて取り組んでまいります。

- (1) 地域への貢献 両組合がそれぞれの営業基盤において培ってきた組合員との信頼関係や信組本来の地域密着型金融機関としてのコンサルティング機能を発揮し、地域経済の向上に努めてまいります。
- (2) 金融仲介機能の向上 両組合の融資ノウハウや情報の共有により、両組合の営業基盤における金融仲介機能の向上に努めてまいります。
- (3) 経営の効率化 合併による合理化、効率化のメリットを最大限に発揮するとともに、両組合の強みを活かした営業活動を展開し、将来にわたって持続可能なビジネスモデルを構築してまいります。

3. 合併の形態

両組合が対等の立場で合併を行います。また、合併の手続き上新栄信用組合を存続信用組合といたします。

4. 合併期日

令和元年12月9日（月）を目途に実施致します。

5. 新信用組合の名称

「はばたき信用組合」（新しい信用組合が新潟の地を大きく羽ばたかせる、という姿を表現したネーミングです。）

6. 合併後の本店・本部

現新栄信用組合本店・本部に設置することで合意いたしました。

7. 合併後の役員体制

- (1) 新栄信用組合 → 理事6名（うち常勤理事3名）、監事1名（非常勤監事）
- (2) さくらの街信用組合 → 理事5名（うち常勤理事2名）、監事2名（うち常勤監事1名）

8. 総代（定数・任期）

総代の定数は「100人以上140名以内」（両組合70名ずつ）、任期は3年となりますが、令和2年3月（当組合の総代任期）までは、「200名以上245名以内」とし、合併時の全総代がそのまま就任いたします。

9. 合併準備委員会の設置

両組合は、円滑な合併に向けて「合併準備委員会」を設置し、合併に関する協議を主体に行ってまいります。

10. 両組合の概要（計数については、平成31年3月末現在）

	①新栄信用組合	②さくらの街信用組合	③合計(①+②)
本店所在地	新潟市江南区旭2丁目1番2号	阿賀野市中央町1丁目9番1号	
本部所在地	同上	五泉市吉沢2丁目1番30号	
理事長	赤塚 義廣	長谷川 信一	
預金	55,471百万円	52,302百万円	107,773百万円
貸出金	35,780百万円	27,299百万円	63,079百万円
預貸率	64.50%	52.19%	58.52%
自己資本比率	7.87%	6.29%	7.13%
普通出資金	779百万円	658百万円	1,437百万円
優先出資金	490百万円	-	490百万円
組合員数	16,137名	19,550名	35,687名
総代定数	135名	110名	245名
役員員数	68名	75名	143名
店舗数	7店舗	6店舗	13店舗

*「合計」は、平成31年3月末日時点の両信用組合の計数を単純合算したものです。

○新栄信用組合とさくらの街信用組合の合併について



R1.6.17 合併契約書調印

地域貢献・社会貢献

地域・社会を応援する取組み

○新潟市（江南区）との移住・定住促進、空き家対策に向けた連携協定を締結

当組合は新潟市と首都圏などからの移住・定住などの促進に向けた連携協定を平成30年5月30日に締結しました。

新潟市としては、金融機関と移住・定住促進、空き家対策に向けた連携協定を締結するのは初めての試みであり、全国的に見ても先駆的な取り組みです。この協定により、今後、首都圏などから江南区に移住する人に対する支援策に、両者が互いに連携・協力しながら取り組んでいます。当組合としては、住宅ローンや空き家等活用ローンなどによる金融面からの支援に取り組んでいます。

○「まちゼミ in かめだ」

亀田商工会議所と亀田商店会連合会が主催し、新潟市の協力により、平成30年9月22日～10月28日に開催された第4回トクする街のゼミナール「まちゼミ in かめだ」に地元亀田の店主の皆さんと一緒に参加しました。

「まちゼミ」は、お店の方が講師となって、専門知識やプロのコツ、趣味のことなどを無料で教えるミニ講座です。

当組合は小学4年生までの子供さんとその保護者を対象に10月14日と10月21日に「親子で学ぶ金融教室」と題して、お金のことや偽札防止の技術をアニメを交えて講義した後、札勘（お札の数え方）やお金の重さを体験してもらいました。

8 親子で学ぶ金融教室
Kids

10/14日 10/21日
10:00～11:30 10:00～11:30

①お金ってなに？ ②お金の流れ
③お札を数えてみよう！ ④お金の重さを体験しよう！

●対象／親子（お子様小学生以上） ●定員／5組
●持ち物／なし ●材料費／0円 ●講師／渡辺 留司 他

※申込受付は、9月18日（火）9:00～です。

新栄信用組合 本店
江南区旭2-1-2 【受付】9:00～17:00 【定休日】土曜・日曜・祝日

☎025-382-4111

お店の人が教えてくれる！プロの裏ワザの生活に役立つ豆知識！

まちゼミ 第4回 **まちゼミ in かめだ**

全26講座
お札 偽札 金庫
お金の重さ 札勘

受講者大募集！ 開催期間 **9月22日～10月28日**
9月15日受付スタート！

お申込み手順

- 1 選ぶ
- 2 電話でお申込み
- 3 当日

お申し込みの受付は、9月15日（土）9:00～です。

お申し込みの受付は、9月15日（土）9:00～です。

お申し込みの受付は、9月15日（土）9:00～です。

開催店MAP

地域貢献・社会貢献

地域・社会を応援する取組み

- 地域の社会福祉活動や青少年の健全な育成を支援するために、青少年育成協議会を通じて小学校などに寄附をしています。



亀田地区青少年育成協議会

- 地域の皆様とスポーツを通じて親交を深めるため、「理事長杯ゲートボール大会」や「全店合同友の会 親善ゴルフ大会」を開催しております。



H30.8.3 第30回理事長杯ゲートボール大会

- 地域の催し、お祭りなどに積極的に参加し地域の活性化に努めております。



H30.8.25 亀田まつり（甚句流し）



H30.8.26 亀田まつり（大岩万燈）

○窓口やキャッシュコーナーでの犯罪防止の取組み

新潟県警察などと連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めております。ご預金のお引き出しの際などに、職員がお声かけすることがありますが、警察と金融機関が協力して特殊詐欺被害の未然防止のために行っているものでありますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

また、ATMでのお引き出しの限度額を設定しているほか、70歳以上かつ1年以上カード振込利用の無い方のATMでの振込限度額を10万円とするなどの取組みも行っております。

特殊詐欺から守る!
緊急対策実施中!!

県内の金融機関では、中止めのかからない振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を未然に防止するため、警察の要請により、職員が

- ツール等を活用したお声掛け
- 被害のおそれのある場合の警察通報
- 70歳以上の方が200万円以上の現金を引き出し、現金の持ち帰りを希望される場合は、「口座振込み」や「預金小切手」の推奨

を行っております。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

新潟県警察
新潟県金融機関防犯協議会

○職場体験学習

高校生、中学生、小学生の職場体験学習を毎年受け入れております。

職場体験を通じて、信用組合の業務や職場でのマナーなどを学んでもらっています。



亀田中学校の生徒さん



新潟向陽高校の生徒さん

○地域清掃活動

毎朝、店舗周辺の道路、バス停等の清掃活動を実施しています。町内クリーン作戦に参加しています。



しんえいの取組み（地域貢献情報）

地域貢献に関するしんえいの経営姿勢

当組合は、新潟市江南区に本店を置き、新潟市（うち江南区、中央区、東区、北区、西区、秋葉区に限る。但し、旧黒崎町、旧小須戸町地区を除く）、聖籠町、阿賀野市（但し、旧京ヶ瀬村に限る）を営業地域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となっており、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな営業活動を行い、信用組合としての特性発揮と機能の強化を基本方針として展開していく一方で、地域の皆様と共に発展していくために、当組合自身の健全経営の確保や経営効率の改善にも取り組んでおります。

このように、当組合では地域密着と健全経営の確保に向けた活動を通じて、地域の皆様からの信頼と期待にお応えできる金融機関を目指し、今後とも役職員一丸となって経営努力を重ねてまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は公共的使命を全うするために、地域経済の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報公開を行うとともに、組合員の皆様と対話により金融の円滑化に取り組んでおります。その取組みに際しては、当組合の「経営理念」「経営方針」に沿った、「経営支援マニュアル」（経営改善計画書の策定支援等）を定め役職員が対応しております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お取引先企業の経営支援につきましては、企業再生・モニタリング室と営業店が連携して取り組んでおります。

経営者の皆様と話し合い、「中小企業再生支援協議会」等外部機関や「税理士」等外部専門家と連携を図りながら、経営課題を把握・分析したうえで、経営改善計画書等を作成し、財務内容の改善と安定的な事業の継続・再生が出来ることを目的として取り組んでおります。

更に、お取引先企業の経営支援に対する要望にお応えすべく、役職員が内部・外部研修・セミナー等に参加し、コンサルティング機能の発揮をすべく、目利き能力の向上に努めております。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

i 創業・新規事業開拓の支援（平成30年度実績 5件 16百万円）

取組事例

地域経済において成長が見込まれる分野の事業に取り組む企業に対して外部専門家や外部機関と連携を図りながら、新潟県や新潟市の制度資金を活用し支援に取り組みました。

ii 成長段階における支援（平成30年度実績 1件 100百万円）

iii 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

取組事例

「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」における「中小企業支援ネットワーク」等が構築されたこと。

また、「税理士」等外部専門家や「中小企業再生支援協議会」等外部機関と連携して、お取引企業の経営改善や事業再生に取り組みました。

期初債務者数	A			経営改善 支援取組率 a/A	ランク アップ率 β/a	再生計画 策定率 δ/a
	うち経営改善支援取組み先 a					
		aのうち期末に債務者 区分がランクアップし た先数 β	aのうち期末に債務者 区分が変化しなかった 先数 γ			
73先	63先	2先	57先			

(注) ①. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

②. 期初債務者数は平成30年4月当初の債務者数です。

③. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

④. 「a（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営支援取組み先で期中に完済した債務者は a には含まれますが β には含んでおりません。

⑤. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

⑥. 「aのうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、aのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当信組独自の再生計画策定先の合計先数です。

⑦. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

より細やかで行き届いたお客様サービスを図るため、当組合は協同組織金融機関としての存在意義を発揮していくため、その原点に立ち回り特性を発揮していくことが社会的に求められています。当組合は、地域の活性化に向けて、政府の関係省庁が連携して推進する「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」に基づいて、以下のとおり取り組んでおります。

i 円滑化法終了後も、他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等や円滑な資金提供に努めます。

ii 経営改善計画の策定が困難なお取引先の計画策定支援（認定支援機関）に努めます。

iii 再生計画策定支援の確実な実施のための、「中小企業再生支援協議会」等外部機関との連携に努めます。

iv 「中小企業支援ネットワーク」の参加機関と連携して、お取引先の経営改善・事業再生の支援。

v 経営支援と併せた公的金融・信用保証協会による資金繰り支援。

しんえい の取組み（地域貢献情報）

融資を通じた地域貢献

融資先数・金額

中小零細事業者および個人の皆さまの幅広い資金ニーズにお応えするため、事業性のご融資や住宅ローンなどの個人向けの各種ローンのほか、全国緊急保証制度、県、市や信用保証協会等の中小企業向け制度融資についても積極的に対応してまいりました。

事業性融資	639先	
設備資金	13,559	百万円
運転資金	5,817	百万円
個人向け融資	2,020先	
住宅ローン	784件	7,330百万円
消費者ローン	1,189件	1,299百万円
当座貸越、その他		3,961百万円
地方公共団体	2先	3,812百万円

地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、新潟県や新潟市の中小企業向け制度融資の取扱金融機関として、積極的に中小零細企業等の資金ニーズにお応えしております。

平成31年3月期の取扱残高	349件	946百万円
---------------	------	--------

日本政策金融公庫との業務連携

当組合と、株式会社日本政策金融公庫（以下、日本公庫）は、平成27年2月24日付で「業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。日本公庫は100%政府出資の政策金融機関です。創業支援、企業再生、ベンチャー企業支援、農商工連携、経営革新推進等、中小企業者及び農林水産業者の振興に資するため、資金供給及び情報提供等の各分野に係る連携を円滑に行い、相互に協力して、地域経済の活性化を図ることを目的としております。従来から、当組合と日本公庫は中小企業支援を中心とした情報交換や協調融資に取り組んできましたが、標記覚書締結によりこれまで以上に幅広い分野において、中小企業者及び農林水産業者への経営支援強化を目指してまいります。当組合が有するきめ細かい相談機能と、日本公庫が有する豊富な支援ノウハウのシナジー効果により、地域の中小企業者及び農林水産業者の皆さまに、協調融資の実施や様々な情報提供など、より一層ご満足いただける金融サービス展開を図ってまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

平成30年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は63件（前年度96件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は8.28%（同12.56%）、「保証契約を解除した件数」は21件（同12件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限り）」は0件（同0件）となっております。

金融円滑化管理方針

当組合は公共的使命を全うするため、地域経済・地域住民の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報公開を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融の円滑化に取り組んでおります。

その取組みに際しては、協同組合による金融事業に関する法律施行規則および組合の経営理念・経営方針に沿った金融円滑化管理方針を定め全職員が対応しております。

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末で終了しましたが、中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に引き続ききめ細やかに対応してまいります。

条件変更受付対応状況表（平成31年3月末現在）

（単位：百万円）

	受 付		審 査 中		実 行		取 下 げ		謝 絶	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中 小 企 業 者	1,009	7,689	0	0	969	7,392	25	227	15	69
住 宅 ロ ー ン	81	895	0	0	69	754	6	87	6	53
合 計	1,090	8,585	0	0	1,038	8,147	31	314	21	123

しんえい の取組み（地域貢献情報）

地域へのサービスの充実

顧客の組織化とその活動状況

- ◆ お客さまの親睦を図るため「友の会」を結成しており、会員数は約400名となっております。活動としては親睦旅行、合同友の会講演会、ゴルフ大会、情報交換会など、楽しみながらお役に立つ催しを通じて交流を深めていただいております。
- ◆ 当組合で年金のお受け取りをされている方の親睦を図るため、年金友の会「遊悠倶楽部」を設立しております。会員数は現在約4,500名であり、会員の皆様には「お誕生日プレゼント」や優遇金利による「ゆうゆう年金定期」などのサービスを提供しております。
- ◆ 日頃のお客さまへの感謝の意を込めて、毎年12月に各店舗において感謝デー（2日間）を実施しており、ご来店されたお客様への「ご来店プレゼント」や抽選会を行ない地域の皆様と親睦を深めております。

情報提供活動

各種パンフレットの配布

預金保険制度・住宅税制のパンフレット等により、お客さまに有効な情報を提供しております。

顧客利便性の提供

カードサービス

当組合の本店7店舗および袋津出張所、新津出張所のATMコーナーのほか、全国各地の信用組合・銀行・信用金庫・労働金庫・農協のATMでもご入金・お引出し・残高照会がご利用いただけます。

コンビニATMサービス

セブン銀行との提携により、全国のセブン-イレブン、イトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMでは、ご入金・お引出し・残高照会がご利用いただけます。

「駅のATM」サービス

JR東日本の主要駅構内などに設置されている「駅のATM・VIEW ALTTE（ビューアルツテ）」にて、お引出し・残高照会がご利用いただけます。

ATM振込みサービス

全店のATMでお振込ができます。他行カードを含むキャッシュカードでのお取引となります。

振込取引がさらに便利になりました。

平日夜間や休日での振込ニーズに応えるため、全国の金融機関で即日入金ができるようになりました。

これにより、当組合口座への振込は、24時間365日当日入金となります。

また、当組合口座から他金融機関口座への振込は、ATM営業時間内において即日振込が可能となります。

*振込先の金融機関によっては、当日振込ができない場合があります。その場合は翌営業日予約扱いとなりますので、当日振込の可否については、ATMの取引画面でご確認ください。

ATMコーナーの365日稼働開始

本店、稲葉支店、横越支店、馬越支店、大形支店のATMコーナーは、365日稼働しております。

祝日及び年末年始・GWの休日にもご利用いただけます。

*なお、カードサービス及びATMの営業時間、ご利用手数料等につきましては、34ページの「キャッシュサービスご利用の手数料」または当組合のホームページをご覧ください。

しんくみATMでの相互記帳サービス

通帳記帳サービスに提携する信用組合同士の普通預金通帳等をATMで相互記帳できるサービスです。

当組合の通帳を提携信用組合のATMで、また、提携信用組合の通帳を当組合のATMで記帳いただけます。（通帳の繰越はできません。）

*提携信用組合及び記帳可能なATMについては、当組合のATMコーナーまたはホームページの一覧表をご覧ください。

でんさいサービスの取扱い

手形・振込に代わる資金決済サービスとして、ご利用申込みをいただいております。

このサービスには、電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」（でんさいネット）に全国の金融機関が参加し、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラでペーパーレスによる多くのメリットがあり、譲渡や割引も可能です。

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスの取扱い

口座振替の申込手続きがクレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了するPay-easy（ペイジー）口座振替サービスを取扱っております。

Pay-easy（ペイジー）マークと当組合の表示のある収納機関窓口で、当組合のキャッシュカードをご提示のうえ、お申込みください。

土日、祝日でもお申込み手続きができ、手数料は無料です。

休眠預金の取扱い

平成30年1月より休眠預金等活用法が施行されています。これにともない10年以上お取引がない預金は休眠預金として社会課題の解決のために活用されることとなり、令和元年度から法に基づく移管の手続きが始まります。

ホームページにも「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について」を掲載していますので、お心当たりのある方は、過去の取引が確認できる書類をご用意のうえ、窓口までお問い合わせください。

休 眠 預 金 と は	平成21年1月1日以降のお取引から10年以上その後のお取引のない預金等が休眠預金となります。 *障がいのある方のマル優が適用となる預金などは対象外となります。
対象預金と預金保険機構への納付	最終移動日等が平成21年1月1日から平成21年9月30日までの預金等を休眠預金として、 令和2年6月1日までに預金保険機構へ納付します。
休 眠 預 金 の お 引 出 し	納付日において、当該預金等に係る預金債権は消滅しますが、お取引のあった金融機関を通じて 当該預金等にかかる元本および利息に相当する額の支払い請求ができます。

経営管理体制

リスク管理体制・法令遵守体制

○リスク管理体制

【基本的な考え方】

金融の自由化・国際化の進展、金融界のコンピュータリゼーション、金融機関での同質化と新規参入、更には金融技術の発展により金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑・多様化しており、経営においてはリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当組合では、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図ると同時に、適正な業務の遂行を可能にする上で必須要件であるとの認識に立ち、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、「統合的リスク管理方針」を定め、各種リスクの管理態勢を明確化するとともに、管理するリスクごとに管理担当部署を定め、これら管理担当部署において担当する各リスクについての方針を策定した上で、業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し、かつ金融情勢の変化に対応できるようリスクを適切に管理する体制を構築してまいります。

1. 自己資本

自己資本比率は金融機関の安全性を図る指標の一つであり、国内基準は4%以上と定められております。

自己資本の管理は金融機関として地域のお客様が安心して取引できる健全な体質と業務の適切性を確保する上で重要なものであることを認識した上で、自己資本の維持・充実に努めてまいります。

2. 信用リスク

与信先の業況悪化等に伴い、資産の価値が減少ないし消滅して損失を被るリスクをいい、厳正な自己査定の実施に基づいてリスクを適正に把握し、特定の業種や特定先に対する与信集中の防止等に努めながら当組合の資産の健全性を維持向上することを目的としています。

3. 資産査定

資産査定とは、当組合が保有する資産（貸出金、有価証券等）を個別に検討して回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することをいい、資産の不良化によりどの程度危険性にさらされているかを判定するものです。

当組合では、貸出金等自己査定の債務者区分および分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理に努めるとともに、管理手法につき、経済環境の変化、取引先の動向、市場の発達動向等に応じ随時見直しを行い与信判断の正確性を期するとともに貸出金等の資産に関する自己査定の充実に努めております。

4. 市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクで、金利変動により損失を被る金利リスク、有価証券等の価格変動により資産価値が減少する価格変動リスク、為替相場の変動により為替差損が発生する為替リスクなどに区分される。

当組合では、「市場リスク管理規程」を制定するとともに、余裕資金運用基準に基づき資金の運用と管理について、金利・為替等のリスク管理を徹底し、安定的な収益を確保すべく常勤役員から構成される常勤会を定期的に開催し、ALM運営の重要事項について審議・決定しております。

5. 流動性リスク

必要な資金が調達できない場合や高金利での調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと市場の混乱等により取引ができない場合や通常よりも著しく不利な価格での取引により損失を被る市場流動性リスク。

当組合では、「流動性リスク管理規程」に基づき、資金繰り担当部署で運用・調達の状況を常時把握し、適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しております。また、緊急対応マニュアルを制定し不測の事態への対応も定め、具体的な対応手順や流動性確保を準備して流動性リスクには万全を期しております。

6. オペレーショナルリスク

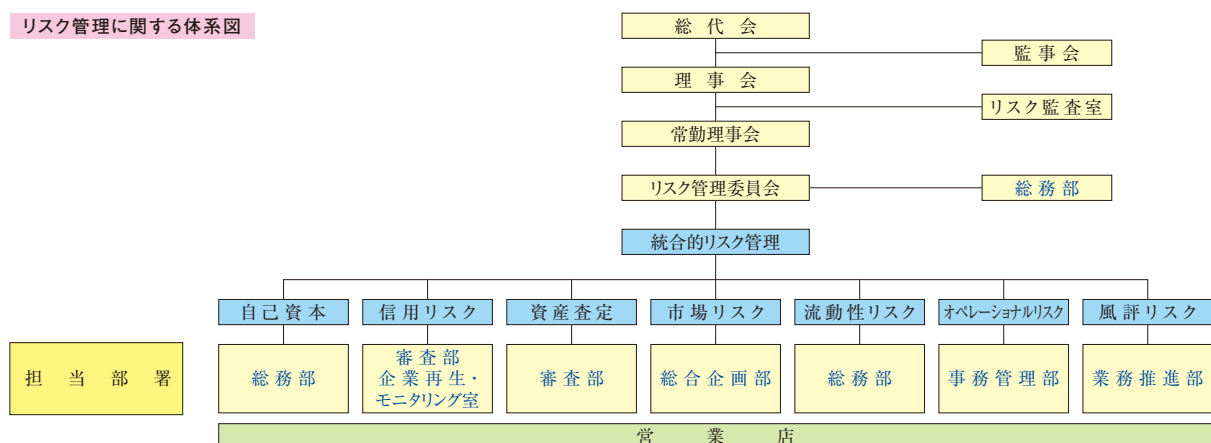
オペレーショナルリスクとは、当組合が業務を継続していく上で常に伴うリスクであり、当組合では以下のリスクを管理の対象としています。

- (1) 事務リスク・・・役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起すことにより被るリスク。
- (2) システムリスク・・・コンピュータシステムの障害、破壊、不正利用等により被るリスク。
- (3) その他のリスク・・・①法務リスク：お客様に対する過失による義務違反等により生じる損害賠償等のリスク。
②人的リスク：人事運営上の不公平、差別的行為等により生じる損失等のリスク。
③有形資産リスク：災害その他により生じる店舗等の毀損・損害等により被るリスク。

7. 風評リスク

風評リスクとは、当組合の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性及び個人情報の漏洩に伴う信用の失墜等により、お客様から見て当組合への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって損失を被るリスクをいいます。

リスク管理に関する体系図



○コンプライアンス基本方針

- 1.当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
- 2.当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- 3.当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- 4.当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- 5.当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- 6.当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

○行動綱領

- 1.信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
- 2.地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
- 3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖ることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
- 4.経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
- 5.職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
- 6.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- 7.信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組む。
- 8.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し関係遮断を徹底する。

○反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当組合は、反社会的勢力に対して資金提供・便宜供与及び裏取引は行いません。
- 4.当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※定款、預金規定、融資契約書、出資金申込書等に「暴力団排除条項」を追加するとともに、預金口座開設時など各種取引のお申込みの際にお客様が反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいております。取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします

しんえいお客様相談室 TEL 0120-400-103のご案内

当組合では、お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。信用組合業務に関してお困りのことや当組合へのご意見、ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

*お客様相談室では振り込め詐欺による被害のご相談をお受けしております。

*平成30年度に「お客様相談室」に寄せられた相談・苦情等につきましては、以下の状況でした。

- ・保険の解約手続きに関するもの 1件
- ・送金に関するもの 2件

経営管理体制

苦情処理措置・紛争解決措置等について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が導入され、指定紛争解決機関との契約締結が義務付けられております。

当組合では、この制度を踏まえて苦情処理措置及び紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めております。

○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

新栄信用組合 お客様相談室（事務管理部）

電話番号：0120－400103

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および組合の休業日を除く）

○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様はお客様相談室または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様もご利用いただけます。

新潟県信用組合協会

住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28（信用組合会館2階）

電話番号：025－247－7433

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および協会の休業日を除く）

しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1（全国信用組合会館内）

電話番号：03－3567－2456

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および協会の休業日を除く）

新潟県弁護士会示談あっせんセンター

住 所：〒951-8126 新潟市中央区学校町 1-1-1

電話番号：025－222－5533

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および弁護士会の休業日を除く）

弁護士会等

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

生命保険相談所（一般社団法人生命保険協会）（電話：03-3286-2648）

そんぽADRセンター（一般社団法人日本損害保険協会）（電話：0570-022808）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

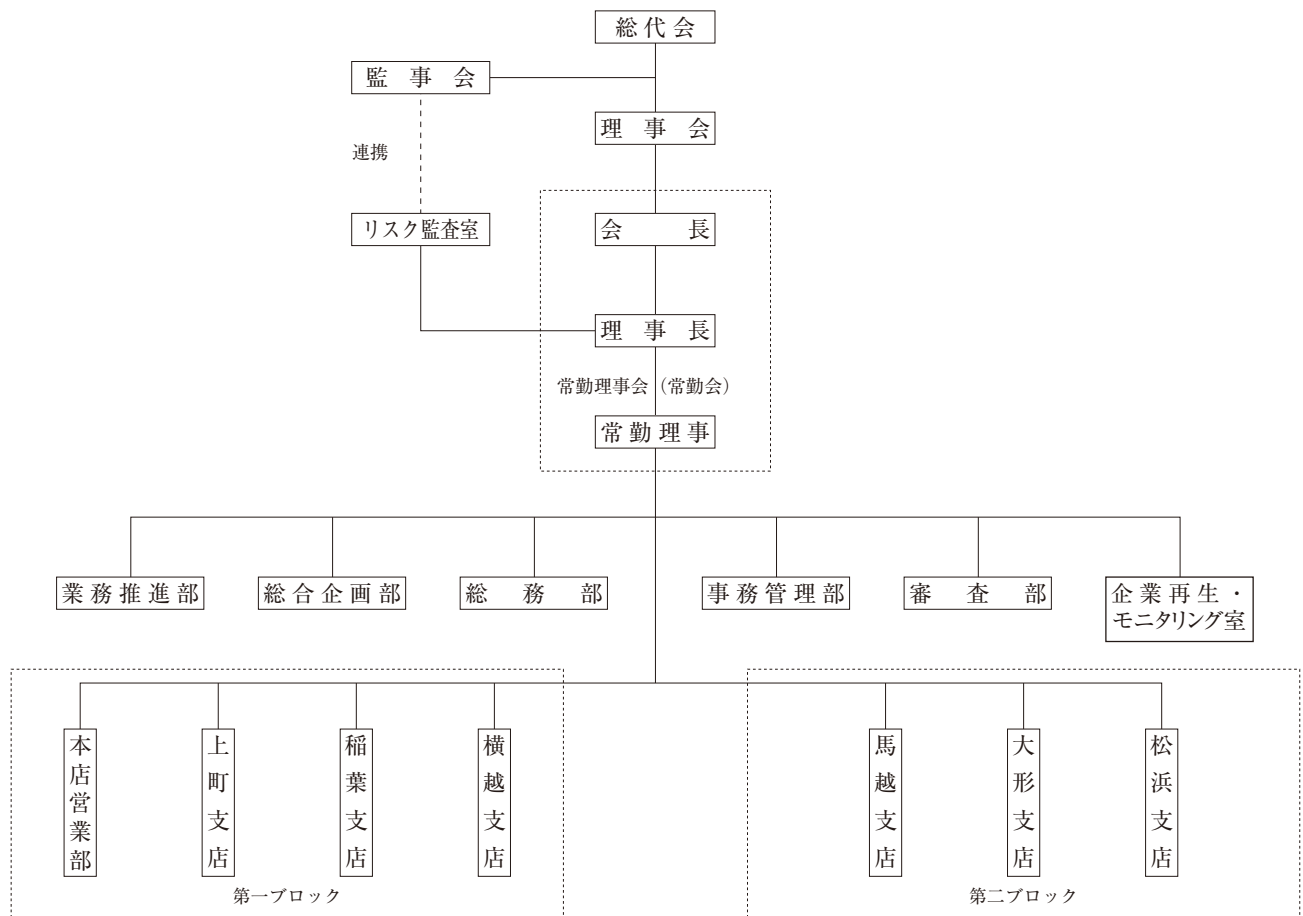
② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合のホームページをご覧ください。

<http://www.shinei-shinkumi.co.jp/>



役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)					令和元年6月末現在
会 長	宇野勝雄	理 事 長	赤塚義廣	常 勤 理 事	大崎新一
理 事	五十嵐豊	理 事	長谷部一裕	理 事	藤田 巖
常 勤 監 事	権平寛	監 事	土田進	員外監事	坂井藤雄

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人

有限責任監査法人 トーマツ

職員数	(単位：人)	
	平成29年度	平成30年度
男子	45	42
女子	24	21
合計	69	63

組合員数	(単位：人)	
	平成29年度	平成30年度
個人	15,412	15,298
法人	829	839
合計	16,241	16,137

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に引当金を計上し、退任後に総代会で承認を得たうえで支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：百万円）

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	34

注1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

注2. 上記の金額は、「基本報酬」のみとなっております。「賞与」の支払はありません。

また、「退職慰勞金」については過年度に繰り入れた引当金を超える退職慰勞金の支払及び退職慰勞引当金の繰り入れはありません。

注3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「賃金規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを引起こす報酬体系はありません。

経理・経営内容

業務純益 (単位：千円)		
項目	平成29年度	平成30年度
業務純益	10,995	22,351

粗利益 (単位：千円、%)		
項目	平成29年度	平成30年度
資金運用収益	660,545	639,052
資金調達費用	24,764	16,610
資金運用収支	635,781	622,442
役員取引等収益	34,173	34,061
役員取引等費用	71,694	70,686
役員取引等収支	△ 37,520	△ 36,625
その他業務収益	13,488	21,580
その他業務費用	57	8
その他業務収支	13,430	21,572
業務粗利益	611,692	607,389
業務粗利益率	1.05 %	1.05 %

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

役員取引等の状況 (単位：千円)		
科目	平成29年度	平成30年度
役員取引等収益	34,173	34,061
受入為替手数料	15,070	14,808
その他の受入手数料	19,103	19,253
その他の役員取引等収益	-	-
役員取引等費用	71,694	70,686
支払為替手数料	7,491	7,479
その他の支払手数料	1,070	1,062
その他の役員取引等費用	63,132	62,145

その他業務収益の内訳 (単位：千円)		
項目	平成29年度	平成30年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	12,922	17,080
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	7,735	4,500
その他業務収益合計	20,657	21,580

経費の内訳 (単位：千円)		
項目	平成29年度	平成30年度
人件費	366,539	352,112
報酬給料手当	295,993	283,330
退職給付費用	28,219	28,705
その他	42,325	40,076
物件費	226,690	225,596
事務費	98,165	98,560
固定資産費	60,792	61,982
事業費	15,388	18,397
人事厚生費	4,303	4,719
預金保険料	20,793	19,140
減価償却費	27,247	22,796
税金	7,757	7,618
経費合計	600,986	585,327

資金調達

預金種目別平均残高 (単位：百万円、%)				
科目	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	17,593	31.0	18,392	33.2
定期性預金	39,229	69.0	37,078	66.8
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合計	56,823	100.0	55,471	100.0

(注) 変動金利定期預金の取扱いはありません。

総資産利益率 (単位：%)		
区分	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.04	0.06
総資産当期純利益率	0.02	0.05

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等 (単位：%)		
区分	平成29年度	平成30年度
資金運用利回(a)	1.13	1.10
資金調達原価率(b)	1.09	1.06
資金利鞘(a-b)	0.04	0.04

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	29年度	58,124 百万円	660,545 千円	1.13 %
	30年度	57,575	639,052	1.10
うち貸出金	29年度	34,475	587,493	1.70
	30年度	35,191	574,968	1.63
うち預け金	29年度	18,333	39,042	0.21
	30年度	17,317	29,507	0.17
うち金融機関貸付等	29年度	-	-	-
	30年度	-	-	-
うち有価証券	29年度	5,157	27,668	0.53
	30年度	4,900	28,236	0.57
資金調達勘定	29年度	57,302	24,764	0.04
	30年度	56,706	16,610	0.02
うち預金積金	29年度	57,196	24,751	0.04
	30年度	56,208	16,231	0.02
うち譲渡性預金	29年度	-	-	-
	30年度	-	-	-
うち借入金	29年度	106	12	0.01
	30年度	498	379	0.07

役員1人当たりの預金および貸出金残高 (単位：百万円)		
区分	平成29年度	平成30年度
役員1人当たりの預金残高	789	815
役員1人当たりの貸出金残高	490	526

(注) 計算の基礎となる職員数は期末常勤役員数であります。

1店舗当たりの預金および貸出金残高 (単位：百万円)		
区分	平成29年度	平成30年度
1店舗当たりの預金残高	7,102	7,924
1店舗当たりの貸出金残高	4,418	5,111

預貸率および預証率 (単位：%)			
区分	項目	平成29年度	平成30年度
		預貸率	(期末) 62.21
	(期中平均)	60.27	62.60
預証率	(期末)	8.10	8.79
	(期中平均)	9.01	8.71

受取利息および支払利息の増減 (単位：千円)		
項目	平成29年度	平成30年度
受取利息の増減	△ 57,944	△ 21,493
支払利息の増減	△ 8,701	△ 8,154

預金者別預金残高 (単位：百万円、%)					
区分	平成29年度		平成30年度		
	金額	構成比	金額	構成比	
個人	51,974	91.5	50,571	91.2	
法人	4,849	8.5	4,900	8.8	
	一般法人	4,836	8.5	4,887	8.8
	金融機関	0	0.0	0	0.0
公金	11	0.0	11	0.0	
合計	56,823	100.0	55,471	100.0	

資金運用

貸出金種別平均残高 (単位：百万円、%)

科目	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	274	0.8	254	0.7
手形貸付	1,440	4.2	1,459	4.1
証書貸付	31,735	92.0	32,403	92.1
当座貸越	1,024	3.0	1,073	3.1
合計	34,475	100.0	35,191	100.0

貸出金業種別残高・構成比 (単位：百万円、%)

業種別	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,642	4.6	1,362	3.8
農業・林業	198	0.6	72	0.2
漁業	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-
建設業	2,406	6.8	2,205	6.2
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	43	0.1	39	0.1
運輸業・郵便業	196	0.6	188	0.5
卸売業・小売業	1,133	3.2	1,165	3.3
金融業・保険業	351	1.0	751	2.1
不動産業	10,373	29.3	11,506	32.2
物品賃貸業	54	0.2	48	0.1
学術研究・専門技術サービス業	15	0.1	22	0.1
宿泊業	-	-	-	-
飲食業	335	0.9	308	0.9
生活関連サービス業・娯楽業	342	1.0	282	0.8
教育・学習支援業	119	0.3	113	0.3
医療・福祉	354	1.0	261	0.7
その他のサービス	927	2.6	1,017	2.8
その他の産業	32	0.1	30	0.1
小計	18,526	52.4	19,377	54.2
地方公共団体	3,872	11.0	3,812	10.6
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費資金等)	12,951	36.6	12,591	35.2
合計	35,350	100.0	35,780	100.0

貸出金金利区別残高 (単位：百万円、%)

項目	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	25,990	73.5	26,589	74.3
変動金利	9,360	26.5	9,191	25.7
合計	35,350	100.0	35,780	100.0

貸出金償却額 (単位：百万円)

項目	平成29年度	平成30年度
貸出金償却額	-	0

貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)

項目	平成29年度		平成30年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	18	0	15	△ 2
個別貸倒引当金	69	△ 54	58	△ 10
貸倒引当金合計	87	△ 54	73	△ 13

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

その他業務

代理貸付残高の内訳 (単位：百万円)

区分	平成29年度	平成30年度
全国信用協同組合連合会	-	-
日本政策金融公庫(旧中小公庫)	-	-
日本政策金融公庫(旧国民公庫)	-	-
住宅金融支援機構	569	507
福祉医療機構	2	1
合計	572	509

貸出金使途別残高 (単位：百万円、%)

区分	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	7,589	21.5	7,488	20.9
設備資金	27,761	78.5	28,292	79.1
合計	35,350	100.0	35,780	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：百万円、%)

区分	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,677	18.8	1,299	15.1
住宅ローン	7,235	81.2	7,330	84.9
合計	8,912	100.0	8,630	100.0

貸出金担保別残高 (単位：百万円、%)

区分	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	958	2.7	808	2.3
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	23,479	66.4	23,950	66.9
その他	-	-	-	-
小計	24,438	69.1	24,758	69.2
信用保証協会・信用保険	1,982	5.6	1,819	5.1
保証	6,988	19.8	6,942	19.4
信用	1,940	5.5	2,259	6.3
合計	35,350	100.0	35,780	100.0

債務保証見返額担保別残高 (単位：百万円、%)

区分	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	12	100.0	17	100.0
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
小計	12	100.0	17	100.0
信用保証協会・信用保険	-	-	-	-
保証	-	-	-	-
信用	-	-	-	-
合計	12	100.0	17	100.0

有価証券種別平均残高 (単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	-	-	-	-
地方債	62,466	1.2	100,010	2.0
短期社債	-	-	-	-
社債	1,815,614	35.2	2,083,852	42.5
株式	67,496	1.3	64,012	1.3
外国証券	3,198,855	62.0	2,572,461	52.5
投資信託	13,154	0.3	80,437	1.7
合計	5,157,587	100.0	4,900,774	100.0

公共債窓販実績残高 (単位：百万円)

項目	平成29年度	平成30年度
個人向け国債	12	4

内国為替取扱実績 (単位：百万円)

区分	平成29年度		平成30年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	16,031	13,493	15,783	14,818
	他の金融機関から	68,817	19,772	66,351	19,554
代金取立	他の金融機関向け	50	187	50	176
	他の金融機関から	13	15	12	8

1. 有価証券関係

- (1) 売買目的有価証券 「該当ありません」
 (2) 満期保有目的の債券

項目	平成29年度			平成30年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
外国証券	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	202,946	228,180	25,233	-	-
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	-	-
	計	202,946	228,180	25,233	-	-
合計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	202,946	228,180	25,233	-	-
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	-	-
	計	202,946	228,180	25,233	-	-

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 「該当ありません」
 (4) その他有価証券

項目	平成29年度			平成30年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	100,390	100,000	390	103,890	100,000
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	-	-
	計	100,390	100,000	390	103,890	100,000
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,301,830	1,300,000	1,830	1,407,020	1,400,000
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	697,380	700,000	△ 2,620	499,240	500,000
	計	1,999,210	2,000,000	△ 790	1,906,260	1,900,000
株式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	9,840	11,193
	計	-	-	-	9,840	11,193
投資信託	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	49,047	47,204	1,843	116,695	107,814
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	10,219	10,315	△ 96	-	-
	計	59,267	57,519	1,747	116,695	107,814
外国証券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,988,923	1,982,009	6,913	1,787,239	1,782,364
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	200,720	201,198	△ 478	898,139	901,017
	計	2,189,643	2,183,207	6,435	2,685,378	2,683,381
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,440,190	3,429,213	10,977	3,414,844	3,390,178
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	908,319	911,514	△ 3,194	1,407,219	1,412,210
	計	4,348,510	4,340,727	7,782	4,822,063	4,802,388

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (5) 当期中に売却した満期保有目的の債券は、次のとおりです。
 外国証券(1銘柄) 売却原価：100,000千円 売却価額：117,080千円 売却損益：17,080千円
 (6) 当期中に売却したその他有価証券

種類	期別	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
		売却額	売却益	売却損	売却額	売却益	売却損
その他有価証券		825,658	14,072	-	200	150	-

- (7) 時価を把握するのが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表計上額

内容	平成29年度	平成30年度
その他有価証券非上場株式 (店頭売買株式を除く)	56,263	56,213

- (8) 保有目的を変更した有価証券は次のとおりです。
 外国証券(1銘柄) 簿価：102,946千円を満期保有債券の一部売却により、「その他有価証券」に区分変更しました。
 (9) 有価証券の種類別の残存期間別の残高

種類	期別	期間の定めのないもの		1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
地方債		-	-	-	-	-	-	-	-	100,390	103,890
社債		-	-	200,220	-	699,300	1,303,750	1,099,690	602,510	-	-
株式		56,263	66,053	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券		-	-	501,292	799,812	1,590,767	1,584,076	200,530	301,490	100,000	-
投資信託		59,267	116,695	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		115,530	182,749	701,512	799,812	2,290,067	2,887,826	1,300,220	904,000	200,390	103,890

2. 金銭の信託関係 「該当ありません」

財産の状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破 綻 先 債 権	平成29年度	4,082	4,082	-	100.00
	平成30年度	3,752	3,752	-	100.00
延 滞 債 権	平成29年度	328,436	236,374	122,014	109.11
	平成30年度	290,416	208,244	58,674	91.90
3ヵ月以上延滞債権	平成29年度	-	-	-	-
	平成30年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成29年度	185,408	123,744	10,673	72.49
	平成30年度	177,247	116,942	9,069	71.09
合 計	平成29年度	517,928	364,201	132,688	95.93
	平成30年度	471,417	328,939	67,744	84.14

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 2.「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
- 3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1. および2. を除く)です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
- 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	平成29年度	182,573	126,265	56,307	182,573	100.00	100.000
	平成30年度	166,830	119,798	47,032	166,830	100.00	100.000
危 険 債 権	平成29年度	152,746	116,991	13,327	130,319	85.31	37.275
	平成30年度	130,138	94,998	11,642	106,641	81.94	33.133
要 管 理 債 権	平成29年度	185,408	123,744	10,673	134,418	72.49	17.310
	平成30年度	177,247	116,942	9,069	126,011	71.09	15.040
不 良 債 権 計	平成29年度	520,728	367,001	80,308	447,310	85.90	52.242
	平成30年度	474,217	331,739	67,744	399,484	84.24	47.548
正 常 債 権	平成29年度	34,874,012					
	平成30年度	35,358,800					
合 計	平成29年度	35,394,741					
	平成30年度	35,833,018					

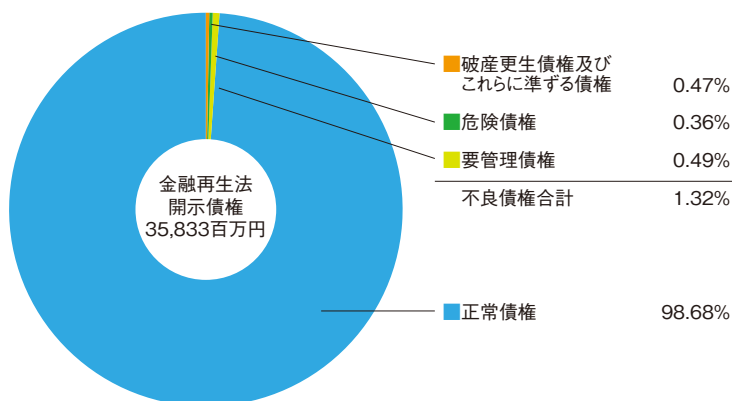
* 金融再生法に基づく開示債権は、貸出金のほか未収利息、仮払金、債務保証見返の合計(ただし、要管理債権は貸出金のみが対象)です。

不良債権比率
(不良債権額合計÷債権額合計)

平成29年度	1.47%
平成30年度	1.32%

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

金融再生法開示債権構成比



自己資本の状況について

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成29年度		平成30年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定の額	2,060		2,074	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,306		1,306	
うち、利益剰余金の額	770		784	
うち、外部流出予定額 (△)	16		16	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	18		15	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	18		15	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,078		2,089	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6	1	7	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	1	7	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	5	1	10	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11		18	
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	2,067		2,071	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	25,167		25,065	
資産（オン・バランス）項目	25,155		25,050	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2		-	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	1		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	1		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス等取引項目	12		15	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,291		1,232	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	26,459		26,298	
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	7.81%		7.87%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の状況について

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	25,167	1,006	25,065	1,002
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	25,164	1,006	25,065	1,002
(i) ソブリン向け	101	4	148	5
(ii) 金融機関向け	3,983	159	3,620	144
(iii) 法人等向け	12,677	507	12,644	505
(iv) 中小企業等・個人向け	2,636	105	2,515	100
(v) 抵当権付住宅ローン	4,750	190	5,050	202
(vi) 不動産取得等事業向け	80	3	174	6
(vii) 三月以上延滞等	111	4	61	2
(viii) 出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に参入されなかった部分に係るエクスポージャー	158	6	201	8
(xi) その他	664	26	648	25
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③経過措置によりリスク・アセットの額に参入されるものの額	2	0	-	-
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に参入されなかったものの額	-	-	-	-
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,291	51	1,232	49
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	26,459	1,058	26,298	1,051

- (注) 1. 所要自己資本の額リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことでです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} = 8\%$$
7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の状況について

(3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその 他のデリバティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国	内	56,987	55,465	35,394	35,833	2,101	2,012	-	-	191	124
国	外	2,398	2,688	-	-	2,398	2,688	-	-	-	-
地 域 別 合 計		59,386	58,153	35,394	35,833	4,500	4,701	-	-	191	124
製 造 業		2,534	2,161	1,700	1,416	800	702	-	-	6	5
農 業 ・ 林 業		235	104	235	104	-	-	-	-	-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		2,818	2,661	2,818	2,661	-	-	-	-	9	0
電気・ガス・熱供給・水道業		-	100	-	-	-	100	-	-	-	-
情 報 通 信 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業		239	235	239	235	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業		2,034	2,046	1,734	1,744	300	302	-	-	25	23
金 融 業 ・ 保 険 業		20,782	19,510	387	788	2,398	2,688	-	-	-	-
不 動 産 業		10,865	11,937	10,665	11,737	199	200	-	-	80	74
各 種 サ ー ビ ス 業		3,068	2,837	2,367	2,234	700	602	-	-	-	-
国・地方公共団体等		3,980	3,923	3,879	3,819	100	103	-	-	-	-
個 人		11,323	11,015	11,323	11,015	-	-	-	-	68	21
そ の 他		1,502	1,618	42	74	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		59,386	58,153	35,394	35,833	4,500	4,701	-	-	191	124
1 年 以 下		16,284	18,127	3,013	2,621	702	801	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下		8,554	4,395	1,945	2,006	1,491	1,285	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下		3,099	4,853	2,297	3,248	801	1,604	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下		6,175	4,182	4,874	3,378	1,301	804	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下		2,529	2,513	2,529	2,412	-	100	-	-	-	-
1 0 年 超		20,675	22,046	20,471	21,942	203	103	-	-	-	-
期 間 の 定 め の な い も の		2,068	2,034	263	223	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		59,386	58,153	35,394	35,833	4,500	4,701	-	-	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことであり、
3. 「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(22ページ参照)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金 期末残高			貸出金償却	
	29年度	30年度	増減	29年度	30年度
製 造 業	0	0	0	-	-
農 業 ・ 林 業	0	-	0	-	-
漁 業	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	-	-	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業	24	17	▲ 6	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-
不 動 産 業	22	17	▲ 5	-	-
各 種 サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-
個 人	21	23	1	-	-
合 計	69	58	▲ 10	-	0

★当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

自己資本の状況について

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	平成29年度		平成30年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	4,714	-	4,696
10%	-	1,613	-	1,499
20%	38	20,218	34	18,502
35%	-	13,692	-	14,641
50%	1,749	113	1,535	97
75%	-	3,660	-	3,482
100%	-	13,558	-	13,650
150%	-	26	-	14
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	59,386		58,153	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不参入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や業況悪化等により、貸出金や利息が約定通りに行われなくなるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、融資にあたっては決済権限等の「クレジットポリシー」を明確にし、審査管理を充実するとともに厳格なる審査体制を構築しています。

また、大口与信先や不良債権先の管理等信用リスク管理の状況については、定期的に「常勤理事で構成する常務会」で協議・検討を行い、必要に応じて「理事会」に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保・優良保証及び不動産担保の処分可能見込額等を除いた未保全額を債務者ごとに個別に引当てております。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー〉

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・アリアタイプ	
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,773	1,556	681	887	-	-
① ソブリン向け		16	43	-	-	-	-
② 金融機関向け		-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け		859	799	37	29	-	-
④ 中小企業等・個人向け		517	434	503	592	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン		347	262	138	265	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け		31	15	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等		0	0	2	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

自己資本の状況について

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

イ、貸借対照表計上額及び時価

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	9	9
非 上 場 株 式 等	214	214	257	257
合 計	214	214	267	267

(注) 上記非上場株式等については、売却等を行う目的のものではなく、時価がないため貸借対照表計上額を時価として表示しております。

ロ、出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	平成29年度	平成30年度
売却益	8	0
売却損	-	-
償 却	-	-

ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	平成29年度	平成30年度
評価損益	5	14

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク (IRRBB)			
No.		ΔEVE (経済価値の変動)	
		平成29年度	平成30年度
1	上方パラレルシフト	/	1,057
2	下方パラレルシフト	/	0
3	ス テ ィ ー プ 化	/	668
4	フ ラ ッ ト 化	/	/
5	短 期 金 利 上 昇	/	/
6	短 期 金 利 低 下	/	/
7	最 大 値	/	1,057
8	自 己 資 本 の 額	/	2,071

- 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
- 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(平成29年度)は、379百万円です。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る99パーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の計数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。
- 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEに関する事項は以下のとおりです。
 - * ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.245年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.917年です。
 - 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - 固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
 - 内部モデルは使用していません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関しては、開示初年度であるため記載していません。
- ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

(9) 自己資本の調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金、及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

資本調達手段の種類

普通出資	①発行主体：新栄信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：779百万円 ③配当率：年1.0% (平成30年度実績)
非累積的 永久優先出資	①発行主体：新栄信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：526百万円 ※526百万円のうち、490百万円は優先出資、36百万円は資本準備金に計上しております。 ※優先出資発行額980百万円のうち、453百万円を繰越欠損金の補填に充当しております。 ③配当率：年0.9% (平成30年度実績)

経営管理体制

預金保険制度・個人情報等の保護について

○預金保険制度

万一、金融機関が破綻した際には、預金保険によって1金融機関ごとに1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

また、これとは別に、無利息などの一定条件を満たす「決済用預金」は全額が保護され、当組合では対応商品として「無利息型普通預金」を取り扱っております。

【預金保険制度による保護の範囲】

当座預金 普通預金 別段預金	定期預金・定期積金 納税準備預金 通知預金	外貨預金・譲渡性預金等 (当組合は取り扱っておりませ ん)
利息のつかない等の3 要件を満たす預金は 全額保護(注1)	合算して元本1,000 万円までとその利息 等を保護(注2)	保護対象外(破綻金融機 関の財産の状況に応じて支 払われます)

(注1)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たす預金です。

(注2)「元本1,000万円までとその利息等を超える部分」については、破綻金融機関の財産状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。なお、定期積金の給付補填備金なども、利息と同様に保護されます。

【無利息型普通預金の商品概要】

ご利用いただける方	個人・法人及び地方公共団体等
お利息	無利息
お預け入れ金額	1円以上1円単位
払い戻し方法	随時
付帯サービス	口座振替・給与・年金のお受け取りなど決済サービス、総合口座のご利用など
その他	新規口座開設の他、従来からのご利用の普通預金を「無利息型普通預金」に変更することが出来ます。この場合、口座番号が変わらないため、口座振替の変更手続きは不要です。また、従来からのご利用のキャッシュカードはそのままご利用いただけます。

○個人情報等の保護について

【個人情報保護宣言】

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報等の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。

なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外には、取得いたしません。

(1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報

(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。

その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合

(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。

ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は、当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参ります。個人情報等の取扱い等に関するご質問等については、以下の窓口にお申出ください。

【お問い合わせ先】

新栄信用組合 「お客様相談室」 電話番号：0120-400-103（休業日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00）

ファックス：025-382-7079

【個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的】

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替取次ぎ業務およびこれらに付随する業務
- 保険販売業務、証券仲介業務等、法律により信用組が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組員資格の確認および管理のため
- お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること
- その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【個人番号の利用目的】

- (1) お客様（当組合の個人の顧客および組員をいう。以下同じ）に係る事務
 - ①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
 - ⑦預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
 - ⑧預貯金口座付番に関する事務
- (2) お客様および役職員等以外の個人に係る事務
 - ①報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ②不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

【機微情報に関わる利用目的】

機微情報 [要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定める記述等が含まれる個人情報）ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報] は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。また、機微情報は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に基づき利用目的が制限されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

【個人信用情報に関わる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

経営管理体制

取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき、本人確認を行うほか取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）を行っています。これらの確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■取引時確認（お客さまへの確認）が必要な主なお取引

- ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ②10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④融資取引 など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。



■確認させていただく事項

個人の場合

確認事項	主な確認書類
氏名・住所・生年月日	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。

法人の場合

確認事項	主な確認書類
名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※上記確認書類のほか、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書など
取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
実質的支配者の確認	窓口等で法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方（実質的支配者）の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。
有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限りま。

■ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。

また、当該取引が200万円を超える財産の移転をとまう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

○マイナンバーの取扱い

平成28年1月から運用が始まったマイナンバー制度は、平成30年1月から届出対象が広がり、新規・既存を問わず預金等のみの場合でも個人番号や法人番号の届出を依頼しております。届出が任意のお取引もありますが、ご協力をお願いいたします。マイナンバーは、重要な個人情報であることから、十分な安全管理措置を設けて取り扱いをしております。

□個人の方で必要となる主なお取引

- マル優、マル特で取り扱う非課税預金
- 個人向け国債のお取引
- 外国送金や受け取り など

預金・融資のご案内

□ 預金				
種 類		商 品 内 容	期 間	お預け入れ額
流動性預金	普通預金	出し入れ自由、給与等受取り、公共料金の自動支払いなどにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	当座預金	商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	納税準備預金	計画的な納税資金にご利用ください。利息は非課税です。	入金はいつでもお引き出しは納税時	1円以上
	通知預金	短期の運用に便利です。お引き出しの2日前にご通知ください。	7日以上	1万円以上
総 合 口 座		普通預金と定期預金をセット。家計簿がわりに受取る、支払う、貯める、借りるが1冊の通帳でOKです。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1万円以上
定期性預金	定期積金	毎月一定額を無理なく貯めていただく商品です。	1年以上5年以内	月額1,000円以上
	スーパー定期	まとまった資金を確実に増やす預金です。短期間でも有利な運用が可能な、確定利回り商品です。	1か月以上5年以内	1,000円以上
	ゆうゆう年金定期	しんえいで公的年金をお受取りいただいている方に、ご利用いただける「優遇金利」の定期預金です。	1年	お一人さま 300万円まで
	大口定期	適用金利は、その時の市場金利を参考に決定します。余裕資金の運用に適しております。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利でお得な預金です。1年経過後は1か月以上前に連絡してご自由に満期日の指定、元金の一部お引き出しが出来ます。	据置期間1年 最長預入期間3年	1,000円以上 300万円未満

* 詳しくは、お近くの本・支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください。

□ 融資（個人向け）				
種 類	お 使 い み ち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、購入、住宅用土地の購入他金融機関の住宅ローンの借り換えなど	6,000万円以内	35年以内	担保：土地・建物 保証人：1名以上
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築、修繕、模様替え、住宅設備機器購入など	2,500万円以内 1,500万円以内	25年以内 20年以内	上記に同じ (株)ジャックスの保証
空 き 家 等 活 用 ロ ー ン	空き家の改装、解体資金、駐車場造成など	500万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証
教 育 ロ ー ン ぶ ら す				
証 書 貸 付 型		500万円以内	16年6ヶ月以内	原則不要
当 座 貸 越 型	受験料、入学金、授業料、アパート代など		6年6ヶ月以内	保証人：1名以上
N e w 教 育 ロ ー ン			16年10ヶ月以内	(株)ジャックスの保証
愛 車 ロ ー ン ぶ ら す		500万円以内	7年以内	原則不要
カ ー ラ イ フ ロ ー ン	車の購入、車検、修理など車に関する費用	1,000万円以内	10年以内	全国しんくみ保証(株)の保証
N e w マ イ カ ー ロ ー ン		1,000万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証
目 的 ロ ー ン	お使いみちが確認できる資金 (事業性・旧債返済除く)	500万円以内	7年以内	全国しんくみ保証(株)の保証
フ リ ー ロ ー ン ぶ ら す		200万円以内	7年以内	原則不要
チ ョ イ ス	お使いみち自由 (借換資金可 但し、事業性資金を除く)	1,000万円以内	10年以内	全国しんくみ保証(株)の保証
F 1 . (フ リ ー ワ ン)		500万円以内	10年以内	(株)クレディセゾンの保証 ライフカード(株)の保証
シ ル バ ー ラ イ フ ロ ー ン (年 金 受 給 者 専 用)	お使いみち自由	100万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証
カ ー ド ロ ー ン			契約期間	
ド リ ー ム		200万円以内	1年(自動更新)	三菱UFJニコス(株)の保証
ア ラ カ ル ト	お使いみち自由 いざというときに、あなたをサポート！ ご利用限度額以内なら繰り返しご利用できます。	300万円以内	1年(自動更新)	全国しんくみ保証(株)の保証
ポ ケ ッ ト		50万円以内	3年(自動更新)	全国しんくみ保証(株)の保証
来 富 (L i f e) U p		200万円以内	2年(自動更新)	(株)ジャックスの保証
日 本 政 策 金 融 公 庫 代 理 貸 付 (教 育 資 金)	受験料、入学金などの入進学資金、 授業料、アパート代などの在学資金。	350万円以内	15年以内	(財)教育資金融資保証基金 もしくは保証人1名以上

□ 融資（事業者向け）				
種 類	お 使 い み ち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など
ビ ジ ネ ス ロ ー ン	事業に必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	5年以内	法人：代表者及び保証人1名 個人事業主：保証人1名
一 般 の ご 融 資	手形割引…一般商業手形の割引。運転資金でご利用ください。			
	手形貸付…商品の仕入れなど、短期運転資金をご利用いただけます。			
	証書貸付…店舗新築や機械設備などの設備資金、長期の運転資金などにご利用ください。			
	当座貸越…一定の貸越極度額までご自由にご利用できます。			
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	事業に必要な資金がスピーディーにご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年 (更新可能)	新潟県信用保証協会の保証
地 方 公 共 団 体 制 度 融 資	新潟県、新潟市による中小企業の皆様向けの各種制度融資をお取扱いしております。			
代 理 貸 付 業 務	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会の代理店として各種融資をお取扱いしております。			

* 各種ローンについては、それぞれ内容によりご融資金額、ご返済期間、担保・保証人などの条件が異なります。

詳しくは、お近くの本・支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください（上記以外にも各種ローンをご用意しております）。

* 係員がご都合に合わせて説明にお伺いします。お近くの本・支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください（お取引のない方も大歓迎）。

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。

2. 貸付業務

(1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引 商業手形の割引を取り扱っております。

でんさいネットによる電子記録債権の割引(でんさい割引)も取り扱っております。

3. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

4. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金をはじめとする外国為替に関する各種業務を行っております。

5. 付帯業務

(1) 代理業務 全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 債務の保証業務 (3) 地方公共団体の公金取扱業務 (4) 両替 (5) 保険商品の窓口販売

(6) 個人向け国債の窓口販売

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- ① 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ② 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- ③ 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
- ④ 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤ 当組合は、役員員に対する内部研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- ⑥ 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

手数料一覧

(消費税込み)

◇為替手数料

振込	種類		組合員		一般	
	当組合 本店	自店・他店宛	5万円未満	無料	216円	
他行	電信扱	当組合 本店宛	5万円以上	無料	432円	
			5万円未満	540円	648円	
		他行宛	5万円以上	756円	864円	
			5万円未満	324円	324円	
カードによる振込 (ATM利用)	当組合 キャッシュカード利用	当組合 本店宛	5万円未満	無料	108円	
			5万円以上	無料	216円	
		他行宛	5万円未満		324円	
	他行カード 利用	当組合 本店宛	5万円未満		108円	
			5万円以上		216円	
		他行宛	5万円未満		324円	
定期送金	当組合 本店	他行	5万円未満		216円	324円
			5万円以上		216円	324円
	他行	他行	5万円未満		540円	648円
			5万円以上		756円	864円

* ATM利用カードによる振込では当組合カードご利用の場合はカードの払戻手数料が取扱日・時間により加算されます。また、他行カードご利用の場合はカード払戻し手数料が加算されます。

◇円建両替手数料

両替枚数	手数料	
	円貨	両替
1枚 ~ 100枚まで	無料	
101枚 ~ 300枚まで	108円	
301枚 ~ 500枚まで	216円	
501枚 ~ 1,000枚まで	324円	
1,001枚 ~ 2,000枚まで	648円	
2,001枚 ~	1,000枚ごとに324円加算	
入金硬貨精査手数料(硬貨の枚数1,000枚以上)		(硬貨枚数×50銭)×1.08

(注) 両替手数料は、お取扱い1回あたり。枚数は、お客様の「お持込枚数」又は「お持帰り枚数」のいずれか多い方とさせていただきます。
なお、記念硬貨の交換、汚損した現金の交換は無料です。

◇取立手数料等

項目・内容	手数料		
	当組合	他行	
代金取立	当組合	自店・他店宛	無料
		同一手形交換所内	216円
	他行	上記以外の県内	648円
		県外	864円
持ち帰り手数料(同一手形交換所内)	216円		
その他	振込・送金・取立手形の戻戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料		648円

◇各種発行手数料

種類	料金	
	種別	金額
当座預金	小切手帳	1冊(50枚) 648円
	約束手形帳	1冊(50枚) 864円
自己宛小切手	1枚	540円
再発行手数料	通帳・証書	1件 1,080円
	キャッシュカード	1件 1,080円
	ローンカード	1件 540円
証明書発行 手数料	残高証明書	1通 324円
	監査人等の制定外書式の発行	1通 2,160円
	融資証明書(消費性資金)	1通 3,240円
	融資証明書(事業性資金)	1通 5,400円

◇キャッシュサービスご利用の手数料

利用時間帯※	取引種類	当組合 本店	セブン銀行 のATM	提携先金融機関カード での取扱い		ビューカード ATM	
				しんくみお得ネット 加盟信用組合	他の金融機関		
平日	8:00~18:00	ご出金	無料	108円	*無料	108円	216円
		ご入金	無料	108円	108円	108円	108円
土曜日 (12/31~1/3)	8:00~14:00	ご出金	108円	108円	216円	216円	216円
		ご入金	無料	108円	*無料	108円	108円
	14:00~21:00	ご出金	108円	108円	216円	216円	216円
		ご入金	無料	108円	216円	216円	216円
日曜日・祝日 (12/31~1/3)	8:00~21:00	ご出金	108円	108円	216円	216円	216円
		ご入金	無料	108円	216円	216円	216円

* ATMコーナーの営業時間は、店舗ごとに異なりますので、「ATMの営業のご案内」(P37)でご確認ください。

* セブン銀行とは、セブンイレブン、イトーヨーカドーに設置のATMでの利用です。

* 「しんくみお得ネット」加盟信用組合でのATM・CDからのお引き出しは、平日8:45~18:00、土曜日9:00~14:00で取扱い手数料が無料です。(詳しくは窓口にお問い合わせください。)

◇融資関係

項目・内容	手数料	
住宅ローン事務取扱手数料	300万円未満	融資額の1%+消費税
	300万円以上	43,200円
リフォームローン事務取扱手数料	300万円未満	融資額の1%+消費税
	300万円以上	32,400円
保証付住宅ローン(全国保証株)事務手数料	54,000円	
アパートローン融資手数料	54,000円	
アパートローン固定金利再選択手数料	5,400円	
住宅ローン繰上償還手数料(全額並びに一部繰上償還)	無料	
住宅ローン条件変更手数料	5,400円	
住宅ローン固定金利再選択手数料	5,400円	

1. 総代会の役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

組合員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款に定めるところにより、「総代会」を設置しております。

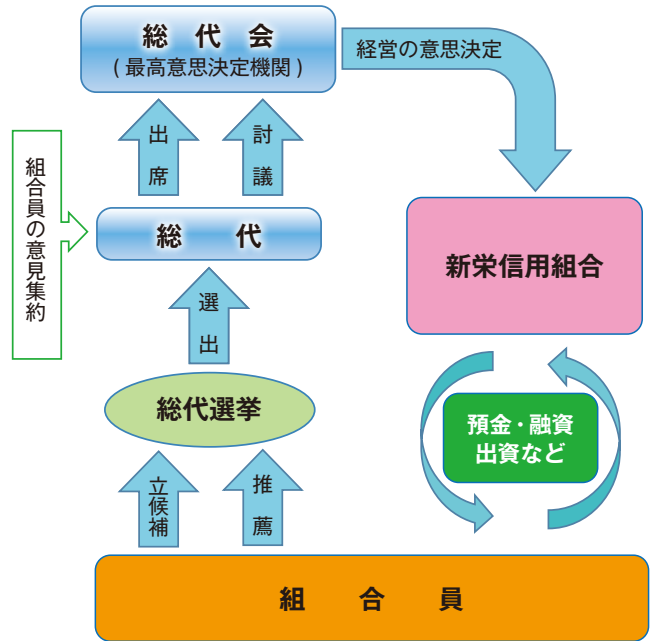
総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任等、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査の実施や日常の営業活動並びに各店舗における「友の会」行事を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し、適切に行われるよう組合員の幅広い層の中から定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出され、任期は3年となっています。

総代の定数は「100人以上135人以内」と定款で定めております。



3. 第66期（第67回）通常総代会の決議事項

令和元年6月20日に開催された第67回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

* 報告事項 平成30年度事業報告並びに収支決算報告

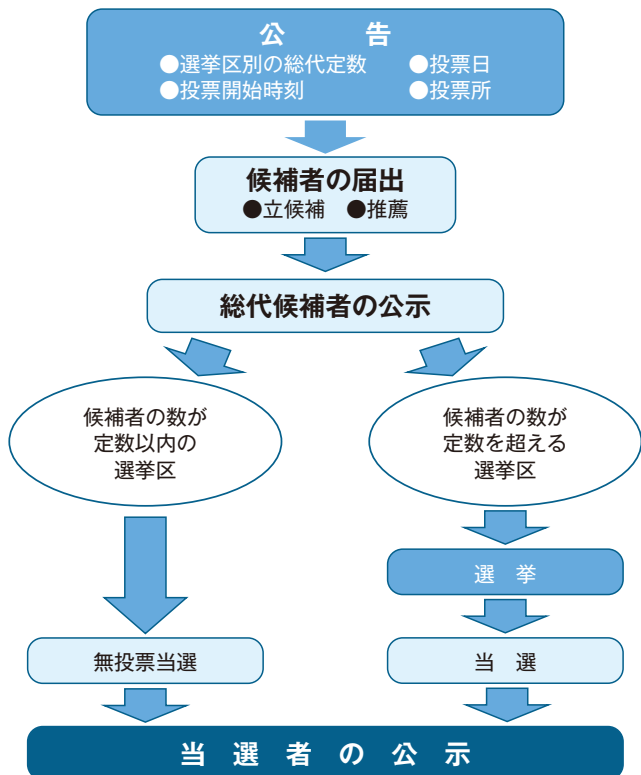
* 決議事項

- 第1号議案 平成30年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 令和元年度事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第3号議案 令和元年度役員報酬総額決定の件
- 第4号議案 令和元年度借入金最高限度額決定の件
- 第5号議案 定款一部変更の件
- 第6号議案 組合員法定脱退の件
- 第7号議案 監事の退任に伴う改選の件
- 第8号議案 さくらの街信用組合との合併承認の件



組合員は、総代会を傍聴することができます。

傍聴のお申し込みは、当組合本部総代会事務局、本支店窓口または渉外担当者にお申し出ください。



総代会制度について

4. 選挙区別総代氏名

(令和元年6月末現在・順不同・敬称略)

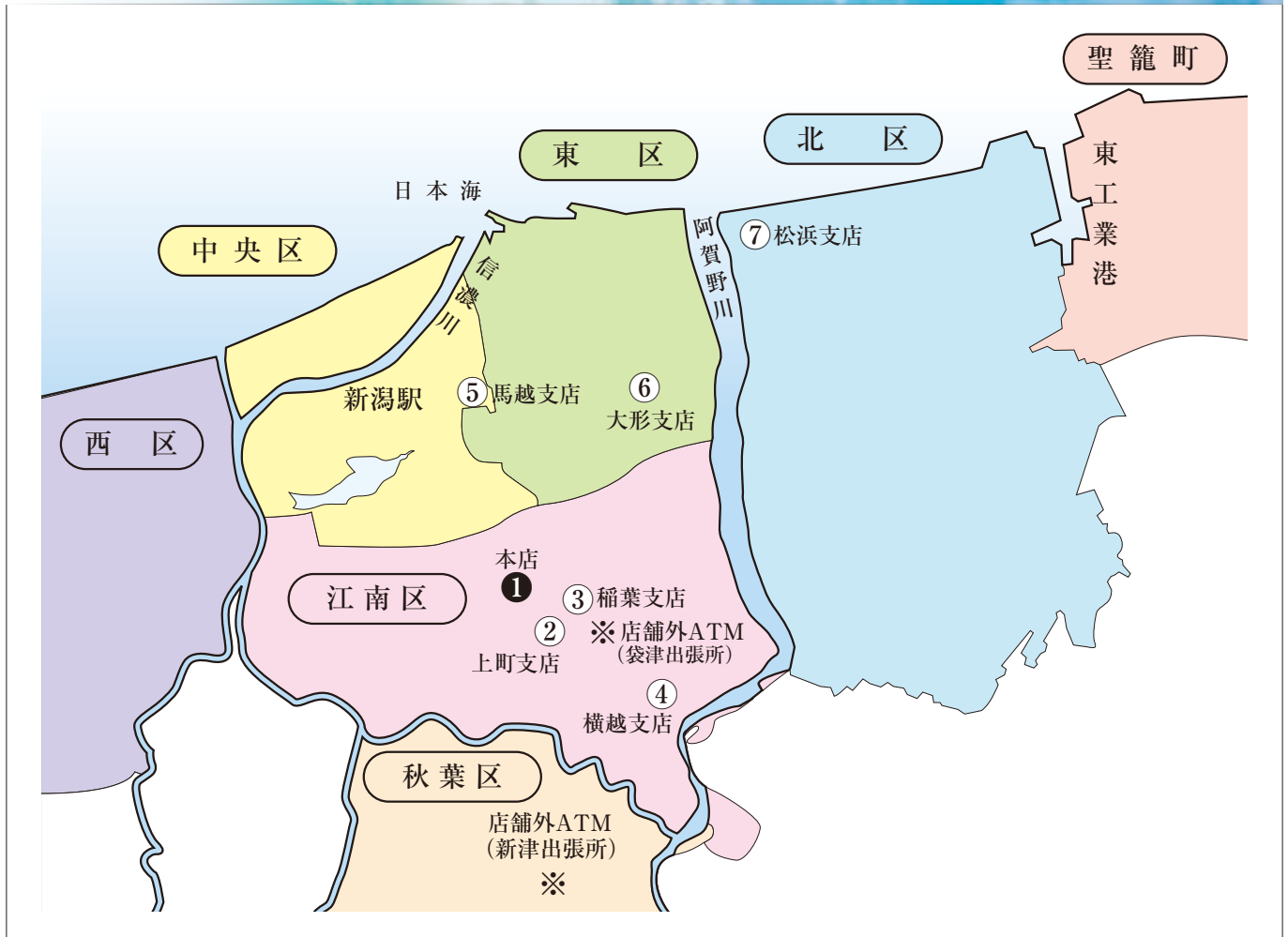
選挙区	地区名	総代定数 (総代数)	総代氏名
1	・新潟市江南区亀田地区のうち 稲葉・袋津地区を除く地区 ・新潟市江南区両川地区 ・新潟市秋葉区新津地区	36～44名 (35名)	五十嵐 壱郎②、小木 一晴②、小黑 與志雄⑤、乙川 一敬②、 亀山 暁治⑤、久代 勝英②、久保 繁行②、窪田 操①、 倉嶋 則昭⑤、古泉 幸一①、古泉 晋④、小島 正朗②、 小野間 常則⑦、古野間 久嗣◎、小林 雅⑤、斎藤 勝朗⑤、 酒井 定勝⑨、坂上 桂一②、佐藤 茂②、佐藤 藤一④、 佐藤 春夫◎、新保 房機◎、高橋 哲男⑦、立川 義浩③、 中林 智克①、中森 裕春④、成田 澄夫②、野口 正晴①、 丸山 隆志①、見田 修一⑤、渡邊 泰◎、 医療法人愛仁会、クシヤ株式会社、株式会社サイタメ、 大東産業株式会社
2	・新潟市江南区亀田地区のうち 稲葉及び袋津地区 ・新潟市江南区北山地区	20～27名 (20名)	荒井 勲⑧、岩崎 啓衛⑧、岩崎 莊一郎⑤、風間 修一③、 神田 幸雄⑥、小泉 嘉忍②、齋藤 正利⑦、椎谷 浩②、 鈴木 俊弘③、立川 博史⑦、田中 三郎②、田辺 昭三⑥、 谷澤 四郎②、塚本 太一◎、中林 博幸③、古山 浩一⑨、 本田 一実⑥、本田 甚昭⑤、村木 秀明③、和田 良夫⑧
3	・新潟市江南区横越地区 ・阿賀野市地区 (旧京ヶ瀬村地区に限る)	6～11名 (10名)	風間 藤一郎③、小林 稔①、高橋 慶三②、廣瀬 幸雄⑧、 渡辺 正春③、 株式会社阿部組、有限会社石井鉄骨工業、株式会社テイエヌビー工機、 有限会社丸庄建材、有限会社横山寝具店
4	・新潟市中央区 信濃川以東地区 ・新潟市東区紫竹地区	12～17名 (13名)	荒井 健衛⑤、黒井 勝③、近藤 信之輔②、須崎 涼典②、 清野 益雄⑤、平石 賢一①、松尾 準⑧、 有限会社江東商事、株式会社信越測量設計、東網工業株式会社、 新潟維持サービス株式会社、株式会社丸北、株式会社安田工作所
5	・新潟市江南区大江山地区 ・新潟市東区地区 (紫竹地区を除く) ・新潟市北区地区 ・北蒲原郡聖籠町地区	15～20名 (19名)	小熊 函⑤、小黑 純夫⑧、国兼 尋一②、国原 善明◎、 斎藤 武人②、白川 幹雄④、芹野 基輔①、服部 秋男②、 平田 孝一②、細野 洋平②、増井 哲也④、松田 明雄②、 村山 毅彦⑤、山崎 明博②、渡辺 昇一②、 株式会社サカイ綜合自動車、株式会社当野不動産、株式会社白新商会、 有限会社星山技研
6	・新潟市中央区 信濃川以西地区 ・新潟市西区地区 (旧黒埼町を除く)	11～16名 (12名)	神林 政弘④、瀬野 敏③、高野 真人②、高橋 文雄①、 田中 勝昭⑦、塚野 正和⑧、永井 敏之⑤、西山 宏◎、 長谷川 英二◎、廣島 利邦②、 有限会社岡田、株式会社藤井石油
	計	100～135名 (109名)	

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。なお、就任回数が10回以上となる場合は、◎で表示しております。

5. 総代の属性別構成比

職業別	個人 2.7%、個人事業主 18.2%、法人役員 60.0%、法人 19.1%
年代別	50歳未満 7.3%、50歳台 16.3%、60歳台 37.3%、70歳台30.9%、80歳以上 8.2%、
業種別	製造業 8.2%、建設業 20.9%、卸小売業 42.7%、不動産業 10.9%、サービス業 13.6%、その他 3.7%

※年代別で、法人については代表者の年齢で区分しております。



店舗一覧表 (事務所の名称・所在地)

店番	店名	住 所	〒	TEL	ATM
100	本 部	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-4111	
001	本 店	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-5501	365日稼動
002	馬越支店	新潟市中央区本馬越1丁目2番11号	950-0865	025-243-1831	365日稼動
003	大形支店	新潟市東区逢谷内6丁目9番5号	950-0814	025-274-3466	365日稼動
004	上町支店	新潟市江南区亀田本町4丁目1番52号	950-0164	025-382-3161	平日
006	松浜支店	新潟市北区松浜本町1丁目4番16号	950-3125	025-259-5711	平日
007	稲葉支店	新潟市江南区諏訪3丁目4番23号	950-0127	025-382-3811	365日稼動
008	横越支店	新潟市江南区横越中央2丁目1番3号	950-0208	025-385-3831	365日稼動

店舗外ATM

袋津出張所	新潟市江南区袋津5丁目1番4号	950-0131	025-382-3811	平日
新津出張所	新潟市秋葉区新町1丁目6番8号	956-0862	025-382-5501	平日

【ATMの営業のご案内】

店 舗	平 日	休 日	ご利用内容
本店	8:00～21:00	8:00～21:00	お引き出し・ご入金 残高照会・通帳記入 カードによるお振込
馬越・大形・稲葉・横越	8:45～19:00	9:00～19:00	
上町・松浜	8:45～17:00	稼動していません	
袋津出張所	8:45～18:00		
新津出張所	9:00～19:00		

◎本店・馬越・大形・稲葉・横越のATMコーナーは365日稼動しておりますので、ご利用ください。

セブン銀行の提携ATMも365日ご利用いただけます。(詳しくは34ページをご覧ください。)

◎「しんえい」のATMは犯罪防止の為、両面覗き見防止の遮光フィルター・後方確認用のミラーを装着しております。

索引

(各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。)

■ごあいさつ	……………2	【預金に関する指標】	63. 外貨建資産残高	……………該当なし	
【概況・組織】		33. 預金種目別平均残高*	……………21		
1. 事業方針	……………1	34. 預金者別預金残高	……………21	64. オフバランス取引の状況	……………該当なし
2. 事業の組織*	……………19	35. 財形貯蓄残高	……………該当なし	65. 先物取引の時価情報	……………該当なし
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*	……………19	36. 固定金利・変動金利区分別定期預金残高*	……………21	66. オプション取引の時価状況	……………該当なし
4. 職員数*	……………19	37. 役員1人当たり預金残高	……………21	67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	……………22
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	……………37	38. 1店舗当たり預金残高	……………21	68. 貸出金償却の額*	……………22
6. 地区一覧	……………1	【貸出金等に関する指標】		69. 会計監査人による監査*	……………8
7. 自動機器設置状況	……………37	39. 貸出金種類別平均残高*	……………22	70. 代表理事による適正性・有効性の確認	……………8
8. 組合員数	……………19	40. 貸出金及債権保証見返額担保別残高*	……………22	【その他の業務】	
9. 会計監査人	……………19	41. 貸出金使途別残高*	……………22	71. 内国為替取扱実績	……………22
10. 子会社の状況	……………該当なし	42. 貸出金業種別残高・構成比*	……………22	72. 外国為替取扱実績	……………該当なし
【主要事業内容】		43. 貸出金利区分別残高*	……………22	73. 公共債窓販実績	……………22
11. 主要な事業の内容*	……………34	44. 預貸率(期末・期中平均)*	……………21	74. 公共債引受額	……………該当なし
【業務に関する事項】		45. 消費者ローン・住宅ローン残高	……………22	75. 手数料一覧	……………34
12. 事業の概況*	……………2	46. 代理貸付残高の内訳	……………22	【バーゼルⅡ第3の柱に係る開示事項】	
13. 経常収益*	……………8	47. 役員1人当たり貸出金残高	……………21	76. 自己資本の構成に関する事項*	……………25
14. 業務純益	……………21	48. 1店舗当たり貸出金残高	……………21	77. 自己資本の充実度に関する事項*	……………26
15. 経常利益*	……………8	【有価証券に関する指標】		78. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)*	……………27-28
16. 当期純利益*	……………8	49. 商品有価証券の種類別平均残高*	……………該当なし	(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高*	……………27
17. 出資総額、出資総口数*	……………8	50. 有価証券の種類別平均残高*	……………22	(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額*	……………22
18. 純資産額*	……………8	51. 有価証券の種類別の残存期間別残高*	……………23	(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等*	……………27
19. 総資産額*	……………8	52. 預証率(期末・期中平均)*	……………21	(4) リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等*	……………28
20. 預金積金残高*	……………8	【経営管理体制に関する事項】		79. 信用リスク削減手法に関する事項*	……………28
21. 貸出金残高*	……………8	53. リスク管理の体制*	……………16	80. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項*	……………該当なし
22. 有価証券残高*	……………8	54. 法令遵守の体制*	……………17	81. 証券化エクスポージャーに関する事項*	……………該当なし
23. 出資配当金*	……………8	55. 預金保険制度	……………30	82. オペレーショナルリスクに関する事項*	……………26
【主要業務に関する指標】		56. 個人情報等の保護、利用目的について	……………30-31	83. 出資等エクスポージャーに関する事項*	……………29
24. 業務粗利益および業務粗利益率*	……………21	57. 取引時確認のお願い	……………32	84. 金利リスクに関する事項*	……………29
25. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支*	……………21	58. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	……………18	85. 自己資本の調達手段の概要*	……………29
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	……………21	【財産の状況】		【その他】	
27. 受取利息、支払利息の増減*	……………21	59. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書*	……………3-7	86. 当組合の考え方	……………1
28. 役務取引等の状況	……………21	60. リスク管理債権の状況*	……………24	87. 沿革・あゆみ	……………1
29. その他業務収益の内訳	……………21	(1) 破綻先債権*	……………24	88. 新栄信用組合とさくらの街信用組合の合併について	……………9-10
30. 経費の内訳	……………21	(2) 延滞債権*	……………24	89. 営業のご案内	……………33
31. 総資産経常利益率*	……………21	(3) 3ヵ月以上延滞債権*	……………24	90. 報酬体系の開示について	……………20
32. 総資産当期純利益率*	……………21	(4) 貸出条件緩和債権*	……………24	91. 地域貢献について	……………10~15
		61. 金融再生法による開示債権*	……………24	92. 総代会制度について	……………35-36
		62. 有価証券の時価情報*	……………23	93. お客様相談室について	……………17
				94. 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況*	……………13
				95. 金融円滑化管理方針	……………14
				96. 経営者保証に関するガイドラインによる個人保証の取組み	……………14
				97. 日本政策金融公庫との業務連携	……………14

・本誌は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条、およびバーゼルⅡ第3の柱に基づいて作成しております。
 ・本資料に記載の諸計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

しんえい

みちがなくらしのお手伝い

 新栄信用組合